

## 排泄予測支援機器の販売に関する留意事項について

令和4年4月1日より、介護保険の給付対象となる福祉用具に排泄予測支援機器が追加されました。排泄予測支援機器に関しては、他の福祉用具とは異なる部分がありますので、お知らせいたします。

### 1. 給付対象者

排泄予測支援機器の給付対象者は、「運動動作の低下、排尿のタイミングが不明、または伝えることができない等により、トイレでの自立した排尿が困難となっている居宅要介護者であって排尿の機会の予測が可能となることで、失禁を回避し、トイレで排尿をすることが見込める者。」となっています。

### 2. 利用が想定しにくい状態について

排泄予測支援機器は、トイレでの自立した排尿を支援するものであることから、「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成12年3月24日厚生省告示第91号）別表第一の調査票のうち、調査項目2-5排尿の直近の結果が「1. 介助されていない」「4. 全介助」の者については、利用の想定が困難となっています。ただし、「1. 介助されていない」「4. 全介助」に該当している場合でも、医学的所見により必要と認められる場合は、対象となることがあります。

### 3. 医学的な所見の確認について

排泄予測支援機器の販売に当たっては、以下のいずれかの方法により、利用者の「必要とする原因」や「使用することによって期待される効果」を確認する必要があります。

- (1) 介護認定審査における主治医の意見書
- (2) サービス担当者会議等における主治医の所見
- (3) 介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
- (4) 個別に取得した医師の診断書
- (5) 上記に類する医師の所見のわかるもの（別添 「主治医の所見記録書」）

### 4. 販売前に確認すべき事項

排泄予測支援機器の利用によって自立した排尿を目指すため、以下の点について、利用者に対して事前に確認してください。

- (1) 利用の目的を理解して、自立した排尿を目指す意志があるか。
- (2) 装着することが可能か。
- (3) 利用者や介助者等が通知を理解し、トイレまでの移動や誘導が可能か。

なお、利用者の状態により、通知から排尿に至る時間（排尿を促すタイミング）は異な

りますので、販売前の試用を推奨してください。その際には、積極的な助言に努めるとともに、継続した利用が困難な場合は、試用の中止も助言してください。また、介助者に対する助言についても、努めてください。

#### 5. 給付申請について

排泄予測支援機器の販売に関する一宮市への給付申請は、以下の書類を揃えて申請をしてください。

##### 【受領委任の場合】

- ・事前承認申請
  - (1) 申請書兼確認書
  - (2) 購入する排泄予測支援機器のわかるパンフレット等
  - (3) 医学的所見のわかる書類
  - (4) 排泄予測支援機器確認調書（別添）
- ・支給申請
  - (1) 支給申請書
  - (2) 事前承認申請時に提出した書類一式
  - (3) 領収書

##### 【償還払いの場合】

- (1) 支給申請書
- (2) 領収書
- (3) 購入する排泄予測支援機器のわかるパンフレット等
- (4) 医学的所見のわかる書類
- (5) 排泄予測支援機器確認調書（別添）

#### 6. 支給申請書の理由欄について

支給申請書の「販売が必要な理由」の欄には、「自立した排尿が困難となっている理由（症状）」「困難となる頻度」を明記してください。

#### 7. 介護サービス関係者との連携

排泄予測支援機器の販売に当たっては、利用者を担当する介護支援専門員をはじめ、介護保険サービス事業者間で連携を図ってください。